

黒部市 発表
令和4年11月21日(月)

報道関係者 各位

【照会先】

黒部市こども支援課

こども支援課長 浦田 武治

こども支援課係長 山田 真澄

電話 0765(54)2577

「名水の里くろべ こどもの権利宣言～こどもと大人の約束～」発表**1. 経緯**

こどもの基本的人権を国際的に保障するため、平成元年に「児童の権利に関する条約」が国連で採択され、平成2年に発効されました。日本は平成6年に批准しています。

本市においては、子ども・子育て支援施策やこどもの健やかな成長に資する取組の充実を図ろうと、令和3年度から「こどもの権利」啓発事業に取り組んでおり、小学校及び中学校においては、こども自らが権利について考え、話し合い、自分たちがとるべき行動を確認できるよう、人権集会などに合わせ「こどもの権利」に関する学習を行い、理解を深めています。

本年8月4日、これまでの学習の成果を形にしようと小学生と中学生の代表28人が「名水の里くろべ こどもの権利宣言作成委員会」を開催し、「名水の里くろべ こどもの権利宣言 ～こどもと大人の約束～」を作成しました。

11月5日に市長、議長出席のもと開催された、「こども・若者育成市民啓発事業」の場で中学生の代表6人が、「こどもの権利宣言」を発表しました。

2. 名水の里くろべ こどもの権利宣言 ～こどもと大人の約束～

別紙のとおり

3. 名水の里くろべ こどもの権利宣言作成委員会

- ・日 時 令和4年8月4日(木) 午前9時～午前11時
- ・会 場 黒部市役所2階会議室
- ・参加者 市内全小中学校代表28人(小学6年生20人、中学2年生2人、中学3年生6人)
*4グループ(生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利)に分かれ、意見を出し合い、宣言を作成

4. 普及啓発

市としても市民一人ひとりが、こどもの権利を理解し尊重する意識と態度を保てるよう、市広報やホームページ、子育てアプリへの掲載、小中学校の人権集会でクリアファイル等の啓発物を配布するなど、普及啓発に努めてまいります。

名水の里くろべ

こどもの権利宣言

～ こどもと大人の約束 ～

わたしたちは、児童の権利に関する条約、こども基本法の精神に基づき「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」、この4つの権利を大切にします。大人もこどもも互いに、こどもの権利を理解し、認め合い、共有し、市民一人ひとりが、こどもの権利を尊重するまちにしましょう。

わたしたちは、

一、すべてのこどもの命が守られる「生きる権利」を尊重します。

- すべてのこどもは、命が守られ、安全で安心して生活することができます。
- 互いを尊重し合い、誰もが大切にされます。
- 誰もが自分らしく生きることができます。

一、こどもの力を伸ばし、成長できる「育つ権利」を尊重します。

- 一人ひとりが教育を受け、その力を伸ばすことができます。
- 遊び、スポーツ、芸術などを通して、みんなで楽しみ高め合うことができます。
- 失敗しても何度でも挑戦することができます。

一、暴力や争いなどから「守られる権利」を尊重します。

- 自分の発言や行動に責任をもち、自分で考えて行動できます。
- 困ったときは安心して相談できます。
- 心や体が傷ついたときには回復するまで手当をしてもらえます。
- 誰もがいじめや差別、体罰や虐待などから守られます。

一、自由に意見を表明したり、参加したいできる「参加する権利」を尊重します。

- 互いに交流し、みんなで話し合っ決めてすることができます。
- 誰もが自分の意見や考えを表現し、受け止めてもらえます。
- 仲間とともに目標を設定し、その実現に向かって活動できます。

令和4年11月5日 名水の里くろべ こどもの権利宣言作成委員会